

## 有識者からの意見

## (報告書の記述に関する御意見)

No.	御意見	関係箇所
1	6 ページ 5 (1) ウ(ウ) 及び 20 ページ 6 (1) カ(ウ) において、内閣府が、なぜ「日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報 (2-⑭) を 1 件、特定秘密として指定」しているのか、一般の国民には分からないため、脚注等で説明を付すべきである。	6 ページ 5 (1) ウ(ウ) 20 ページ 6 (1) カ(ウ)
2	11 ページ脚注 21 に「都道府県警察が実施した分も含む。」とあり、そのことは表 5 に反映されていることから、「都道府県警察が実施した分も含む (表 5 参照)。」とすれば理解しやすくなるのではないか。	11 ページ 脚注 21
3	7 ページ 5 (1) ウ(ケ) 防衛装備庁における記述において、「英国及び伊国との間の共同開発等において提供された情報 (1-⑯)」が、23 ページ 6 (1) カ(ス) 防衛装備庁における記述の「⑤英国との間の共同研究等において提供される情報 (1-⑯)」に含まれていることが分かるように記載すべきである。	7 ページ 5 (1) ウ(ケ) 23 ページ 6 (1) カ(ス)

(運用に関する御意見)

No.	御意見
4	<p>「有識者からの意見」への対応として、特定秘密が記録された行政文書の保有状況を過去3年分から過去5年分の記載とする等の修正が行われた点は、大変よい改善と考える。その上で、データ自体を経年で分析しておくべき項目や事項は、まだ他にも存在しているように感じられる。例えば、「適性評価」に関連するデータ(5(5)ア適性評価の実施件数等)は、質的・量的な分析の必要性が高いデータといえるのではないかと考える。さらにいえば、このような分析のために、データの比較や処理等がしやすくなるようなデータの収集・集計・掲載方法(表やグラフを用いた方がよいデータについては可能な限りそのような形式にする等)の工夫の余地が、まだ残されているのではないかとと思われる。</p>
5	<p>特定秘密保護法の施行(2014年12月)からほぼ8年半が経過していることを踏まえれば、法の執行(特定秘密の適正な指定と保全)の状況を可視化する情報やデータにどのようなものがあるかといった観点から、「報告」の内容や構成を再度見直してみることも必要になってくるのではないかと考える。すなわち、「今後の法制度運用・制度改善のために、『報告』自体をどのように用いることができるのか、用いるべきなのか、を議論する必要があるのではないかと考える」ということである。</p>
6	<p>令和元年12月に特定秘密保護法の施行の日から5年を経過する日までに特定秘密を一度も保有したことがない行政機関が、同法の適用対象となる行政機関から除外されて以降、現在に至るまで特定秘密の指定及び保有をしていない行政機関があれば、同法が適用される行政機関から除外するなどの措置を改めて検討する必要があるのではないかと考える。</p>
7	<p>公文書管理法が、現用文書の作成・管理から非現用文書の廃棄・歴史的公文書の移管までの文書のライフサイクルを、いわば、時の流れを貫く一本の線をつないでいく法律であるとする、特定秘密保護法は、特定秘密である情報の「指定」と、指定された情報の「取扱い」という、「点」を意識して構成された法律とみることができるように思われる。文書と情報という、双方の法律がそれぞれ対象とする媒体の違いには留意する必要があるが、特定秘密保護法の法執行においても、「時の経過のなかにある情報」という(公文書管理法的な)「線」を意識した運用として考えるべき部分</p>

	<p>はあるのではないか。具体的には、「指定の見直し（有効期間の延長、指定の解除）」の議論は、これにあたるものとする。私見では、「有効期間の延長」と、「指定の解除」とは、相反するものというよりは、いずれも、「指定」という決定時からの状況の変化を調整するための法的な装置として、同列に位置づけて議論できる面もあるのではないかと考える。これら（延長と解除）の問題は、「指定」以降の時の経過のなかで生じた変化（情報への影響要素）を、「指定の見直し」として反映していくための、動的な調整のあり方として考えていくべきではないだろうか。その際、この調整の仕組みを動かすための一つの装置と考えられるのが、「特定秘密指定書（指定書）」である。指定書は、法律の執行過程において、「指定を決定し、指定の内容を定めるもの」と位置づけられるが、ここに、「指定時」及び「指定後」の「指定」にまつわる様々なデータを一元化（付記・追記）しておく仕組みとすることにより、「指定の調整」に必要となるデータを蓄積していくことが可能となる。現在、特定秘密の指定書（「指定」に関するデータ）は、各省庁において保管・管理をしているとの状況のようであるが、この点にまつわる諸状況を調査し、指定書について領域横断的に見直してみるという方策が考えられる。</p>
8	<p>特定秘密の指定の有効期間を延長することは情報の性質上やむを得ないことは理解できるが、延長を繰り返すことで長期の有効期間のものが増加する一方であることは望ましくないため、延長に当たっては各省庁がより一層慎重に検討することを望む。</p>
9	<p>昨年、各行政機関における特定秘密保護規程の公表状況の説明を求めたところ、警察庁、防衛省及び防衛装備庁が公表しており、その他の行政機関は公表していないという回答を得たが、その後、特定秘密保護法上の28行政機関の特定秘密保護規程が内閣官房の特定秘密保護法関連のホームページで公表するようになったことは評価できる。</p>
10	<p>防衛省における情報漏えい事案について、情報漏えいは現象的には一人の行為だったようであるが、組織の問題として見た場合、その一人を見せしめ的に排除すれば将来の漏えいを防げるというわけではない。その一人の漏えい行為を生じさせてしまった組織的な原因があるはずであり、それへの対策こそが重要である。</p>
11	<p>今般の防衛省における情報漏えい事案については、内部において、監察・調査がなされ、懲戒等の処分がなされた。また、刑事事件としては、不起訴となった。本件に</p>

については、いずれ生じることは予想されていたとしても、あってはならない事案であり、遺憾である。特に、漏えいした先は、以前の上下関係があった中で、畏怖の念があったとされ、今後も同様の事例があることは想定できる。ブリーフィングがされるときは、その先がどのような存在であるかを念頭において対処することが肝要である。今回は、たまたま早期に発覚し、外部へはそれ以上の漏えいはなかったとされるが、そもそも漏えいした先は、講演（あるいは、メディア出演）による使用目的があり、そのまま講演等があれば、内外を問わず拡散するおそれがあった。水際でとどまったことは僥倖であった。今回の刑事事件としての困難さは、口頭によるブリーフィングであるため、事実関係の確定とそれが特定秘密に該当するかにつき立証することであり、結果、嫌疑不十分の不起訴であった。ただし、録画・録音等があれば、立証は容易であったはずである。また、双方の供述のみの証拠であっても、重大事犯であれば、あえて起訴をして裁判所に責任を問うということもあり得たが、捜査当局は、本件につき、そのようなリスクを避けた。この種の初の事件であるため、行政処分によしとした姿勢も背景にあったと想像する。すなわち、悪質重大事犯とは、意図的に、悪意をもって漏えい先に使用されることを予定して、私益で（金銭等の見返りを得て）、結果的に我が国に対して脅威となるような事態に発展するようなものであり、本件は、そのような悪質事犯ではなかったということである。今回の情報漏えい事案では、人の記憶にあるものの漏えいであった。現在、特定秘密保護法及びその制度については、文書の保存・管理に焦点がおかれているきらいがある。今回の事件を受け、この種の事案については、いっそう人の管理、セキュリティクリアランスの重要性を意識することとなった。経済安保法制においても、同様の視点から、いかにして対応をしていくかを、各国の制度も参照しつつ、制度の運用にあたっていくことを望む。

12

防衛省では、今回の情報漏えい事案の要因について、当該情報業務群司令の保全意識の欠如を挙げている。しかしながら、本事案においては、防衛省において施設クリアランスが機能しなかった点が最大の問題と考える。今回、情報漏えいがあったとされる情勢ブリーフィングは、立ち入り制限区画において行われ、かつ、その立ち入り許可を出したのは当該情報業務群司令であったとされている。この点につき、施設クリアランスの観点からみると、今回のように立ち入りの許可を出す者が同区画の管理者であった場合には、同許可を取り消す者がいないため、例えば、情勢ブリーフィ

	<p>ングのために許可を出した時点で上位職者がこれを拒否する権限に基づいて立ち入りを認めず、かつ、本省等のしかるべき部局等に電話等の連絡方法で即座に通報できる制度があるべきである。今後、再発防止の観点からは、この点に関する検討を期待する。</p>
13	<p>今回、特定秘密の漏えい事案が現実が発生したものの、不起訴処分になったと報じられている。このように、特定秘密の漏えいに関する事件において検察による立証に困難が伴うことが理由となり、同様の事案で不起訴処分が繰り返された場合、特定秘密保護法における罰則規定の予防効果が弱まる恐れがあるのではないかと考える。</p>
14	<p>情報保全諮問会議で毎年、指摘していることであるが、解除条件を設定している件数が少なく常態化している。特定秘密の指定書式に解除条件の欄を設け、記載することを原則化すべきである。</p>
15	<p>内閣府独立公文書管理監による是正の求め・指摘などの問題点については、以前は、取扱いの対応のまずさや認識不足によるとみられるものが多かったが、近年は、特定秘密の表示についての区分の誤りによるものが大層であり、これらの個別の事例に対しては、いずれも適切な措置が講じられていることは評価できる。ただし、区分の誤り（例、特定秘密と表示すべきものをしていない、逆に特定秘密ではないものにその旨の表示をしている等）については、今後、一層対象数が増加する可能性があるため、より一層緊張感をもって業務にあたる必要がある。なお、今後の業務の遂行に当たっては、人手に頼るのみでなく、ITツールを活用していくこと等、一定のデジタル化が必要ではないかと考える。</p>
16	<p>内閣府独立公文書管理監による是正の求めには、特定秘密文書について、特定秘密である情報と特定秘密でない情報を容易に区分できることについての指摘が繰り返されているが、求めの趣旨を理解し特定秘密の取扱いに一層の注意を払う必要がある。</p>
17	<p>防衛省における合計6件の特定秘密文書等の不適切な取扱い自体は残念なことであり、一層の情報管理の徹底に努めていただかなければ困るが、さらに、これらの事案は、対象期間前、対象期間中、対象期間後と各年に渡っており、情報管理に緩みがあるのではないかと案じられる上、特に対象期間前に発生した事案が本国会報告において報告されること自体が、問題視すべき事柄であると考えます。</p>

18	<p>国会報告 69 ページの「(資料 6) 対象期間中における特定秘密の保護の状況に関する定期検査の状況」の(注 3)において、「本報告の対象期間外であるが、所定の手続を経ずに特定秘密である情報が記録された電磁的記録を作成、複製し、特定秘密の取扱いが認められていない電子計算機に保存したことが判明した。」とあるが、このような複製及び保存が可能であったこと自体が問題である。電子化された特定秘密を保存している電子媒体から、ある個人が単独で、当該特定秘密を他のパソコン等の電子媒体に送信、複製又は保存することが可能となっているシステムそのものを政府全体で見直す必要がある。このような対処がなされない限り、故意又は過失により、特定秘密が漏えいする危険性を低減することはできないと考える。</p>
19	<p>近時、特定秘密文書の取扱いについて廃棄手続等に係る不適切な取扱い事例が報告されている。報告されること自体は公文書管理の観点からも評価されるべきであるが、各事例についてみれば、特定秘密文書の管理に不備があると言わざるを得ない。特定秘密文書を含む公文書管理を徹底していただきたい。</p>
20	<p>令和 5 年 4 月に米国において多数の国家機密が外部のソーシャルメディアプラットフォームに流出した事件の発生に伴い、連邦捜査局は、同年 4 月 13 日に機密情報及び機微区画情報 (TS/SCI) へアクセスすることができるセキュリティ・クリアランスを持つマサチューセッツ州空軍に所属する 21 歳のサイバー防御任務担当者 (Cyber Defense Operations Journeyman) を容疑者として逮捕した。今後、我が国においても、このような事案の発生を防ぐために、① 昨年の国会報告における有識者による意見として指摘されている電子機器に記録されている特定秘密を印刷する場合に関する監査等の保全手段を強化する措置を特定秘密を取り扱うすべての行政機関において徹底することに加え、② 特定秘密が記録されている電子機器やネットワークにアクセスすることができる者 (システム関連の業務に従事する者を含む) が、知る必要性 (Need-to-Know) の範囲を超えたアクセスをしていないか、及び、非違行為を示唆するリサーチを行っていないかにつき、ログをモニターし、かつ、監査する等の措置を検討すべきである。</p>